

(別紙第2)

## 勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

### 1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 地域手当

地域手当の支給割合を100分の12.5とすること。

#### (3) 期末手当及び勤勉手当

##### ア 令和7年12月期の支給月数

##### (イ) (i)以外の職員

期末手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.725月）とし、勤勉手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月）とすること。

##### (i) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月）とし、勤勉手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月）とすること。

##### イ 令和8年6月期以降の支給月数

##### (イ) (i)以外の職員

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ  
1.2625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125  
月）とし、6 月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれ  
ぞれ1.0625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ  
0.5125月）とすること。

(i) 特定幹部職員

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ  
1.0625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125  
月）とし、6 月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれ  
ぞれ1.2625月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ  
0.6125月）とすること。

## 2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.775月とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給月数

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.75  
月とすること。

### 3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当

##### ア 令和7年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を0.975月とし、勤勉手当の支給月数を0.9月とすること。

##### イ 令和8年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ0.9625月とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.8875月とすること。

### 4 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1(3)イ、2(2)イ及び3(2)イについては、令和8年4月1日から実施すること。

#### (2) 主務教諭の職を設置する場合等の所要の措置

主務教諭の職を設置する場合又は給料表の号給増設の見直しを行う場合は、本委員会と協議の上、1(1)による改定後の給料表を改定すること。

この改定を実施する場合は、令和8年4月1日から実施すること。

#### (3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。